

守谷市税条例

昭和 39 年 3 月 23 日

条例第 138 号

(市民税の減免)

第 51 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があるものと認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 8 条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人
- (6) 前各号に掲げるものの他特別な事情がある者

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直

ちにその旨を市長に申告しなければならない。